

会津若松市新斎場整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見への回答

- ・「会津若松市新斎場整備運営事業」の実施方針等について、令和8年5月28日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各質問・意見への回答は、現時点での会津若松市の考え方を示したものです。実施方針等の内容について加筆・修正等を行う場合は、適宜、修正版等を提示し、最終的には、募集要項等で提示しますのでご注意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年6月23日

福島県会津若松市

■実施方針に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)			英字
1	実施方針	維持管理企業の実績について	12	第2	3	(2)	イ	(オ)	a	維持管理業務に必要となる資格(許可・登録・認定等)の具体的な種類について「維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」と記載されていますが、本事業において必須とされる資格・許可・登録の具体的な種類を明示いただけますでしょうか。	維持管理業務及び運営業務に必要な資格(許可・登録・認定等)について、警備業認定、浄化槽保守点検業登録など要求水準書(案)に示す各業務に必要な許可・登録・認定及び資格者を想定したものです。事業者の構成企業から別企業に業務委託する場合はこの限りではないので、事業者にて適宜ご判断ください。
2	実施方針	維持管理企業の実績について	12	第2	3	(2)	イ	(オ)	c	「ここでいう維持管理業務とは要求水準書(案)に示す維持管理業務の種類のうち、複数の業務を同時に実施するなど総合的な維持管理業務をいう。」とありますが、要求水準書7P ウ に記載のある業務のうち、2つ以上を同時に実施した実績という認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	運営企業の実績について	12	第2	3	(2)	イ	(キ)	a	運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有することとありますが、具体的にはどのような資格を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	実施方針に関する質問No.1を参照してください。
4	実施方針	運営企業の実績について	12	第2	3	(2)	イ	(キ)	a	運営業務に必要な資格(許可・登録・認定等)の具体的な種類について「運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」と記載されていますが、本事業において必須とされる資格・許可・登録の具体的な種類を明示いただけますでしょうか。	実施方針に関する質問No.1を参照してください。
5	実施方針	運営企業の実績について	12	第2	3	(2)	イ	(キ)	c	「ここでいう運営業務とは要求水準書(案)に示す運営業務の種類のうち、複数の業務を同時に実施するなど総合的な運営業務をいう。」とありますが、要求水準書7P エ に記載のある業務のうち、2つ以上を同時に実施した実績という認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。